

学生心得

(前文) 岡山理科大学 (以下、「本大学」という。) 学生は、本大学建学の理念を深く理解し、人格の完成をめざし、自発的に学習に精励し教養を高め、学術文化の向上と社会の発展に寄与する資質と能力とを身につけなければならない。この学生心得は学生としての責任を自発的に果たすために自制すべき大学の秩序を明示し、全ての学生に良い教育環境を与え、教育と研究の自由を保障するものである。

2. 本大学の教育は、正課の学習活動と正課外の学習活動とで構成する。正課の学習活動は各学科又はコースの専門教育のもとに展開するが、それに加えて、単位は取得できないが教育的意図に基づいて教職員が関与・支援する教育活動や学生支援活動として、準正課教育も用意する。正課外活動は全学生が組織運営する活動と有志が集って行うサークル活動とで構成し、学生の自主的活動によって展開される。自主的活動は学生の民主的精神を育成することを目的とするものであり、決して学内秩序を乱してはならない。そのためにサークル活動を行う団体 (以下、「サークル団体」という。) には、団員の要望を受けた教員が顧問となり、民主的運営と社会的適応の相談に応じ、学生の人格の形成を助ける。

第1章 サークル団体

(サークル団体の結成)

第1条 学生がサークル団体を結成しようとするときは、以下第1号の用紙を学生委員会で受けとり、学生委員会に提出する。また、結成の1週間前までに学生課 (今治キャンパスは教学・学生支援課) (以下、「学生課等」という。) に以下第2号から第5号の届出をする。なお、顧問を得難いときは、岡山キャンパスにおいては学生支援センター長、今治キャンパスにおいては学生生活委員会委員長が臨時に代行する。

(1) 団体顧問依頼書・団体顧問承諾書

(2) 団体結成届

(3) 団体員名簿

(4) 活動計画

(5) 団体規約

(サークル団体の継続)

第2条 既成サークル団体は毎年3月上旬までに前条第3号を学生委員会に提出したうえで学生課等に所定の届出をすれば継続できる。

(規約等の変更、解散)

第3条 既成サークル団体は第1条の事項に変更が生じた場合は、学生課等に所定の届出をする。

- 2 解散しようとするときは顧問に連絡し、当該サークル団体が所属する学友会統括部署へ報告したうえで学生課等に届け出る。

(学外サークル団体への加盟)

第4条 サークル団体が学外のサークル団体に加盟しようとするときは、学外サークル団体の規約又は会則を添え、顧問に連絡のうえ学生課等に届け出る。

第2章 集会・行事

(学生の学内での集会・行事の開催)

第5条 学生が、学内で集会・行事（講演会、署名運動、募金運動、世論調査など）を開催しようとするときは、指導教員（チューター）に連絡のうえ、1週間前までに集会・行事に関する所定の届出をもって学生課等に届け出る。

(学生の学外での集会・行事の開催、参加)

第6条 学生が、学外で本大学の名称を使用して、前条の集会・行事を開催し、又はこれらに参加しようとするときの手続きは前条に準ずる。

(サークル団体が集会・行事をするとき)

第7条 サークル団体が、学内又は学外で集会・行事（対外試合、合宿練習、講演会、署名運動、募金運動、世論調査など）を開催し、又はこれらに参加しようとするときは、顧問に連絡のうえ、集会・行事に関する内容について1週間前までに学生課等に所定の届出をする。ただし、各学科、コース又はクラス単位での活動の場合は、指導教員（チューター）に連絡のうえ、学生課等に届け出る。

なお、行事内容等によっては、関係機関への届出が必要となる場合がある。

(集会・行事終了後の報告)

第8条 集会・行事の終了後は、顧問、指導教員（チューター）及び学生課等に所定の届出により報告する。

第3章 掲示

(学外における掲示)

第9条 学生又はサークル団体が、学外で本大学の名称を使用して掲示をしようとするときは、1週間前までに、掲示期間と責任者氏名を記載した現物を添え、個人の場合は事前に指導教員（チューター）に連絡のうえ学生課等に、サークル団体の場合は事前に顧問に連絡のうえ、学生課等に届け出る。また、各学科、コース又はクラス単位での掲示の場合は指導教員（チューター）に連絡のうえ、学生課等に届け出る。

なお、施設管理者等の承認が必要となる場合がある。

(学内における掲示)

第10条 学生又はサークル団体が、学内に掲示をしようとするときは、1週間前までに掲示期間と責任者氏名を記載した現物を添え、学生課等に届け出る。学生課等の承認を得た後、所定の掲示板に掲示する。

(掲示物の規格)

第 11 条 掲示物の大きさは A 4 サイズを標準とする。

(掲示期間)

第 12 条 掲示期間は原則として 1 週間以内とする。

(立看板)

第 13 条 立看板は掲示に関する諸条項に準ずる。ただし、大きさは原則として 2 m × 4 m 以内とする。

第 4 章 印刷物

第 14 条 学生又はサークル団体が、印刷物（新聞、ビラ、会報、研究誌、その他これに類するもの）を発行し、又は配布しようとするときは、責任者氏名を明記し、個人の場合は事前に指導教員（チューター）に連絡のうえ、サークル団体の場合は事前に顧問に連絡のうえ学生課等に届け出る。また、各学科、コース又はクラス単位での発行又は配布の場合は、指導教員（チューター）に連絡のうえ、学生課等に届け出る。

第 5 章 学内施設の使用

(手続き)

第 15 条 学生又はサークル団体が、学内施設を使用しようとするときは、各学内施設の担当部署で使用の可否を確認し、使用する。ただし、サークル団体が学内施設を使用する場合は、1 週間前までに学生課等に所定の届出をして承認を得る。なお、使用時間を厳守する。

(注意事項の厳守)

第 16 条 使用期間中は注意事項を厳守する。

(使用后)

第 17 条 施設使用後は、必ず原状復帰する。施設を損傷したときは、各学内施設の担当部署に報告し、使用者がその責任を負うものとする。ただし、サークル団体については、学生課等へも報告する。

第 6 章 届出等

(届出の受理)

第 18 条 前各条の届出について、届け出た日から 1 週間以内に学生課等もしくは担当部署から指示のない場合は受理されたものとする。

(責任)

第 19 条 学生又はサークル団体は、届出事項に対して責任をもつ。

(異議の申立て)

第 20 条 学生又はサークル団体が、学内で届出などについて不当な取扱いを受け、又は権

利を侵害されたと考えられるときは、このことを学生課等に申し出て解決を図る。

(規律事項)

第 21 条 前各条の実行にあたっては、本大学及び個人の名誉を傷つけ、次の各号の行為により本大学の教育と研究の機能に支障を与えてはならない。

- (1) 憲法に基づく個人の基本的人権を侵すこと。
- (2) 法律、政令、条例、及び本大学の諸規則に違反すること。
- (3) 暴力行為及び暴力の準備行為
- (4) 虚偽、中傷、不正行為
- (5) 本大学の授業、研究の妨害となる行為

第 7 章 生活

第 22 条 学生は、学生生活をするにあたり、次の各号の心得を遵守する。

- (1) 服装を正しくし、本大学学生としての品位と体面を保持する。
- (2) 騒音防止に努める。
- (3) 火災防止に努める。
- (4) ゴミは所定の位置に分別して捨てる。
- (5) SNS を使用する場合は、本大学情報倫理ガイドラインを遵守する。

第 8 章 学生証

(交付及び携帯)

第 23 条 学生は入学の際、学生課等にて学生証の交付を受け、常時これを携帯する。

(遵守事項)

第 24 条 学生証は他人に貸与したり譲渡したりしない。

(有効期限)

第 25 条 学生証の有効期限が経過したときは、直ちに有効期限の訂正を学生課等に申し出る。

(紛失)

第 26 条 学生証を紛失したときは、直ちに学生課等に届け出て再交付を受ける。

第 9 章 休学、退学、長期欠席、再入学

(休学)

第 27 条 病気など止むを得ない理由により、3ヶ月以上欠席しようとする者は休学することができる。

- 2 休学の期間は在学期間に算入されない。
- 3 休学の期間は学則第 22 条から第 26 条までの定めるところによる。

(休学、退学手続き)

第 28 条 休学又は退学しようとする者は、休学願又は退学願に、必要事項を記入し、病気の場合は医師の診断書を添え、保証人、学科長又はコース長及び指導教員（チューター）の承認印をもって、教務課（今治キャンパスは教学・学生支援課）（以下、「教務課等」という。）を経て、学長宛に願い出て、その許可を得る。

(復学手続き)

第 29 条 休学を届け出て許可を得た者が、休学期間の途中に大学へ復帰する場合は、復学願に必要事項を記入し、保証人、学科長又はコース長及び指導教員（チューター）の承認印をもって、教務課等を経て、学長宛に復学を願い出て、その許可を得る。

(長期欠席手続き)

第 30 条 病気、その他止むを得ない理由により 1 ヶ月以上欠席する者は、長期欠席届に必要事項を記入し、病気の場合には医師の診断書を添え、保証人、学科長又はコース長及び指導教員（チューター）の承認印をもって、教務課等を経て、学長宛に届け出る。

(再入学手続き)

第 31 条 退学した者が再入学を希望する場合は、学則第 28 条に基づき認められることがある。この場合には再入学願に必要事項を記入し、保証人連署をもって教務課等を経て学長宛に願い出る。

(改廃)

第 32 条 本学生心得の改廃は、教育推進機構会議及び学生支援機構会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則（令和 5 年 2 月 2 8 日 第 8 回教育推進機構・学生支援機構合同会議）
この改正学生心得は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。